

公認会計士講座 企業法 テキスト① 訂正表

平成28年9月20日現在

ページ	誤	正
P③-79 中段	<p>&lt;補足&gt; 決議取消事由との関係</p> <p>・・・株主である代表取締役が株主である2名の実子に高騰で通知したにすぎず,・・・</p>	<p>&lt;補足&gt; 決議取消事由との関係</p> <p>・・・株主である代表取締役が株主である2名の実子に<u>口頭</u>で通知したにすぎず,・・・</p>
P③-113 下段	<p>② 例外</p> <p>(i) 非公開会社における任期の伸長</p> <p>・・・少なくとも2年に一度は株主総会において監査役の適否につき株主の信任を問うのが・・・</p>	<p>② 例外</p> <p>(i) 非公開会社における任期の伸長</p> <p>・・・少なくとも<u>4</u>年に一度は株主総会において監査役の適否につき株主の信任を問うのが・・・</p>
P③-204 中段	<p>(1) 非公開会社に限定されている理由</p> <p>非公開会社</p>	<p>削除</p>

公認会計士講座 企業法 テキスト② 訂正表

平成28年9月20日現在

ページ	誤	正
P⑥-4 下段	<p><b>3. 借入れによる資金調達</b></p> <p>・・・(監査等委員会設置会社では取締役は、・・・</p>	<p><b>3. 借入れによる資金調達</b></p> <p>・・・(<u>一定の要件を満たす</u>監査等委員会設置会社では取締役は、・・・</p>
P⑥-34 下段	<p>③ 出資の履行を仮装した募集株式引受人の責任</p> <p>(iii) 免除</p> <p>当該責任は、総株主の同意がなければ免除することがでない(213条の2第2項)。</p>	<p>③ 出資の履行を仮装した募集株式引受人の責任</p> <p>(iii) 免除</p> <p>当該責任は、総株主の同意がなければ免除することがで<u>き</u>ない(213条の2第2項)。</p>

公認会計士講座 企業法 テキスト③ 訂正表

平成28年9月20日現在

ページ	誤	正
P⑩-36 中段	(4) 荷受人の地位 ・・・運送品が到達地に達した後は、運送契約により生じた委託者の権利を取得する・・・	(4) 荷受人の地位 ・・・運送品が到達地に達した後は、運送 <b>取扱</b> 契約により生じた委託者の権利を取得する・・・
P⑩-91 下段	④ 訂 合等の公開買付期間の延長	④ 訂 <b>正届出書を提出する場合等</b> の公開買付期間の延長
P⑩-104 上段	<参考> 譲り受けた株券等が僅少である者について	<補足> 譲り受けた株券等が僅少である者について
P⑩-114 下段	(iv) 責任限度額 損害の限度額が置かれている趣旨は、当該責任が無過失責任であることに鑑みて、賠償責任が過酷になることを防止することにある。	(iv) 責任限度額 損害の限度額が置かれている趣旨は、 <u>有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合に、有価証券届出書に虚偽記載等があった場合よりも多額の責任を発行会社にならせるのは不当であると考えられたためである。</u>
P⑩-115 中段	(ii) 趣旨 有価証券の発行者以外に責任主体を拡大した趣旨は、発行者の責任を定めるだけでは、投資者保護の観点から不十分であると考えられたためである。ただし、これらの者については、発行者のように無過失責任とするのは厳しすぎるため、立証責任の転換された過失責任とされている。	(ii) 趣旨 有価証券の発行者以外に責任主体を拡大した趣旨は、発行者の責任を定めるだけでは、投資者保護の観点から不十分であると考えられたためである。 <del>ただし、これらの者については、発行者のように無過失責任とするのは厳しすぎるため、立証責任の転換された過失責任とされている。</del>

企業法 短答対策問題集(下巻) 訂正表

平成28年9月20日現在

第15章 金融商品取引法

7. 開示規制違反と責任

(2) 流通開示書類に虚偽記載があった場合の責任

ページ	問題番号	誤	正
P. 260	問題2	<解説> 正しい 21条の2第1項, 19条1項。 損害の限度額が置かれている趣旨は、当該責任が無過失責任であることに鑑みて、賠償責任が過酷になることを防止することにある。	<解説> 正しい 21条の2第1項, 19条1項。 損害の限度額が置かれている趣旨は、 <u>有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合に、有価証券届出書に虚偽記載等があった場合よりも多額の責任を発行会社にならせるのは不当であると考えられたためである。</u>